

福岡工業大学 学術機関リポジトリ

女性議員割合が議会の労働環境に与える影響

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): local councils, women's working environment, childcare facilities, sexual harassment training 作成者: 木下, 健 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/11478/00001729

女性議員割合が議会の労働環境に与える影響

木 下

健 (社会環境学科)

The effects of women local councilors' percentage on the women's working environment in councils

KINOSHITA Ken (Department of Socio-Environmental Studies)

Abstract

This paper investigates why local councils do not improve the women's working environment. One of the reasons is that there is a low percentage of women local councilors. In order to evaluate the working environment, we introduced an indicator which reflects (1) the availability of childcare facilities, (2) the availability of breastfeeding rooms, and (3) the implementation of sexual harassment training. The indicator revealed that the percentage of women councilors in the municipalities with populations of more than 500,000 and populations from 100,000 to 300,000 positively affected their working environment. The low percentage of women in councils is hindering the improvement of the working environment and is also related to the lack of improvement of the women's working environment in society.

Keywords: *local councils, women's working environment, childcare facilities, sexual harassment training*

1. はじめに

なぜ地方議会において、女性が活躍しやすい環境が整備されていないのか。本稿では市区議会において、女性議員が活躍しやすい環境の整備が促進される要因について明らかにしている。地方議会における女性議員についての先行研究は一定の蓄積があり、主に女性が政治の世界に入りづらいこと及び女性議員が存在することで政策がいかに変容するかについて論じられてきた。女性と政治の研究は、なぜ政治に女性が少ないのか、どのように政治の世界の女性を増やすか、女性が増えると何が変わるのが中心となっている（相内 1997）。地方議会において、女性議員の割合は未だに低位であり、女性議員が働きやすい環境が整備されているとは言い難い状況にある。本稿で取り上げる女性議員が活躍しやすい環境の整備を研究する意義として以下の3点が考えられる。

第1に、女性議員にとって身近な環境の整備が進むことが考えられることである。女性議員が増加したことにより、どのような政策の効果が表れるのかが明確になっていない。特に女性議員が政策に与える実証研究については、海外での定量的研究は存在するものの（Caiazza 2004;

Thomas 1991）、日本においては事例研究が中心であり（大海 2007；五十嵐・シュラーズ 2012），検証が不十分といえる。

第2に、政治の世界に存在する男性と女性の分断線をなくすためには、女性議員の増加は不可欠である。男性中心の議会は、男性にとって有利な政策が多く形成され、女性向けの政策が十分に形成されないという問題がある。男性と女性では重視する政策が異なっており、女性の方がより子育て教育政策や福祉政策を好むⁱ。女性の問題は、家庭や地域の諸問題であり、育児、教育、介護、消費、健康、医療といった政策が重視され、これらは地域や国の政治が優先的に取り上げるものでなかったことが歴史的経緯としてあり、政治が女性に縁遠い理由と指摘される（大山 2002）。地方議会議員の女性比率の上昇によって、生活の場からの政治が展開されると指摘されている（大海 2005）。

第3に、育児や介護と仕事の両立を行う働き方改革が進む中、議会での女性の働きやすい環境づくりは未だ途上であり、十分に進展しているとはいえない。本稿では、保育施設の有無、授乳室等の有無、セクシャルハラスメント研修の有無の指標を合わせて分析を行う。2014年6月18日に東京都議会本会議で塩村文夏議員に対してセクシャルハラスメントに該当するやじがなされ、議員のモラルの低さが問題となった。一度、社会問題として取り上げられると、それに対応するための研修など対策がとられることになる

が、2020年度の市区議会のセクシャルハラスメント研修の割合は、4.8%（814市区議会のうち39議会）となっており、低い状況となっている（内閣府男女共同参画局 2020）。

女性議員割合は依然として低い状況ではあるが、「政治分野の男女共同参画推進法（候補者男女均等法）」が2018年5月16日に制定された。この法律では、衆議院、参議院及び地方議会選挙において男女の候補者数を出来る限り均等にすることを目指している。ただし、自主的な努力を規定するに留まっており、罰則は設けられていない。この法律が制定された背景には、市民団体「クオータ制を推進する会」の活動があり、超党派による「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」の働きがあったⁱⁱ。日本の場合、女性運動が大きな政治力を獲得していないことがクオータ制を政治課題に押し上げることを妨げてきたとされる（三浦 2014）。

本稿では、2.において女性と政治に関する先行研究を整理する。資源動員論、党派性モデルを概観する。3.において本稿の仮説とデータを提示する。女性議員割合に着目し、女性議員割合が高い場合、女性議員が活躍しやすい環境が整備されることを検証する。そして4.において分析結果と解釈を示し、5.において締め括る。

2. 女性議員と政策

2.1 資源動員論

本稿では、女性議員割合を資源動員論の観点から捉える。資源動員論は、McCarthy and Zald (1977) によって主張された社会運動に関する理論であり、社会運動に必要な資源として、お金や場所などの物質的資源、活動するための労働資源、組織資源、知識などの文化的資源、合法であるという道徳的資源が挙げられる。McCarthy and Zald (1977) は資源の絶対的な量および相対的な量の増加によって、社会運動が促されることを指摘している。Costain (1992) によると、教育や労働力における女性の存在感の増大が、有権者に資源を提供し、政府の政策が見直された。

McCammon (2000) は、アメリカの女性参政権についての州レベルの動員の違いを、資源動員論を用いて分析し「女性の投票を認めるのは当然の権利である」という主張よりも、「女性の視点が社会問題の解決に貢献する」という主張の方が、個人は動員されやすいことを指摘した。運動を開拓するためには、信念に共鳴するように働きかけることが重要とされる。

資源動員論は、不満や政治構造の部分が欠けているとされ、Meyer (2004) により、政治的機会論が提示された。政治的機会論は、政治過程を検討する際に、動員は何もないところから発生する訳ではなく、活動する人々の不満から発生し、不満から改善のための主張が行われ、世論・政府を動かす過程を明らかにするものである。公的に不満を表明する機会がなく抑圧された状況下にあり、物質的資源

や人的資源などの資源を持ち、政治的機会があれば、社会運動となることを示すものである。

女性議員割合は単なる女性議員の割合を示すものであるが、職場環境を左右する重要な資源であると捉えられる。女性議員の数や党派を超えたネットワークの形成により、議会の労働環境が整備されるかどうかを検証する。

2.2 党派性と人口規模

議会の環境整備に影響を与える要因として、党派性モデルと人口規模が考えられる。党派性モデルは、首長や議会の党派性、イデオロギーの違いが政策に影響を与えると考えるモデルである（Laver & Hunt 1992; Laver & Shepsle 1996）。党派性の違いによって、財政支出や議会改革に影響を与えることが示されてきた（曾我・待鳥 2007；木下・加藤 2020）。

女性議員は無所属や共産党が多く、それ以外は低位であることが論じられてきた（大山 2003；上条 1990）。2003年の道府県議会においては、女性候補者の4割が共産党、3割が無所属であったとされる（大山 2003）。ただし、大山（2003）は、女性に対して積極的支援措置をとろうとしているのは民主党と社民党であり、女性議員を増やす動きを見せていていると指摘している。大海（2005）によると、1980年代に共産党が積極的に女性議員を地方議会に送り込み、1990年代には無所属の女性が立候補する動きが生まれたとされる。大海（2005）は、東京・生活者ネットワークに参加する女性を取り上げ、専業主婦から、議員になり、家族志向の意識から仲間志向、地域志向の意識へ変容し、女性政策は自分のために推進するように認識されていったことを指摘している。

また、人口規模については、規模が大きくなるにつれ、地方自治体の事務分野が多くなること、政策の幅が広がること、議案の処理件数や会期日数が多くなること、議員と住民の距離が遠くなることが指摘されている（総務省 2014）。松林・上田（2012）は、市町村の人口規模が大きいほど、女性候補者が増えること及び、人口規模が大きいほど政党ラベルを用いて、女性議員割合が増加することを実証している。他方で、合併により無所属女性議員が減っていることも指摘している。

女性議員割合と党派性や人口規模の関係は、やや重複する部分がある。例えば共産党は積極的に女性議員を議会に送り出しており、左派政党と重複する。また、人口規模が大きい自治体の方が、女性候補者を擁立しやすく、当選しやすいため、一般的に大都市ほど女性議員割合が高まる。特に東京23区内の女性議員割合は、30.3%と一般市の15.6%と比べて高い（内閣府男女共同参画局 2020）。それらを踏まえて、党派性モデルや人口規模を考慮しなければならない。

2.3 女性の政治進出が難しい要因

女性の政治進出が進みにくい要因として、現職有利な選挙制度や政党の戦略によるもの及び、性役割による学歴・職歴・家族関係など女性には選挙に利する資源が少ない社会的・心理的要因などが指摘されている（大海 2007；竹安 2014）。

第1の選挙制度や政党の戦略に関しては、小選挙区では女性候補者が立候補しにくく、比例代表制や選挙区が大きい方が女性は立候補しやすくなる。大山（2020）は、2019年の道府県議会選挙のデータより、1人区の女性立候補者の当選率が31.9%であるのに対して、5人以上区では82.3%となり、選挙区が小さいほど、立候補しにくく、当選しにくいことを示している。同様に三浦（2016）は、小選挙区に女性が出馬しにくい理由として、政党が公認を出す際に現職を優先的に扱うため、新人候補は現職が引退する選挙区か空白区に出馬せざるを得ないことを指摘している。加えて、上条（1990）は1947年から1986年までの衆議院議員選挙の女性候補者の当選率を調べており、平均31.13%で、男性と比べて17.48%低いことを指摘している。女性候補者の多くが共産党候補者であり、新人候補が当選することは、共産党以外は難しい状況であるとされる（上条 1990）。選挙制度に関しては、比例代表制であればジェンダー・バランスのとれた候補者名簿を提出するか、それを義務付ける制度により女性の政治進出が促されることとなる（川人 2007）。

第2に、性役割によるものであり、男女性別分業やジェンダー・ステレオタイプにより女性が立候補しにくいことや、自信を持ちにくいとされる。例えば女性は男性よりも、自分自身を公職の候補に相応しいと考える人が少なく、公職に出馬したがらないとされる（Thomas 1998; Wilcox & Shanes 2004）。三浦（2016）によると、女性の政治参画への壁として、家族的責任が女性にだけ重くのしかかっていることであり、女性は子供がないか、子育てを終えてからでないと政治家になりにくいことが挙げられる。次に、ジェンダー・ステレオタイプが阻害要因となっており、女性の役割として、家庭に入り、家族的責任を果たすべきという性別役割分業に関する意識が根付いていることが挙げられる。そして、家族からの支援を受けにくいうことが挙げられている。女性議員の52%が家族から賛成されており、配偶者が賛成しないと立候補すら困難とされる（三浦 2016）。自民党衆議院議員の稻田朋美は「働きながら子育てもできるという環境が一番いい」とし、立候補に夫が協力的であったことを指摘している（女性議員飛躍の会 2020）。

大山・国広（1995）は国会議員への調査を用いて、女性議員は自分の意思で立候補することが男性よりも少なく、周囲の要請で立候補した人が86%であり、男性の64%よりも高いことを指摘している。増山（2007）は、「政治と社会における男女の役割に関する意識調査」を用いて、全体

として女性の方が議員になる意欲は低いとし、政治家志望の要因として、所得、年齢、学歴といった資源要因に加え、政治関心、イデオロギー、政治参加といった行動要因にも依存することを指摘している。同様に、竹安（2002）は、地方選挙における女性の立候補の阻害要因として、女性自身の意識、家族の反対、女性の政治活動に向けられる偏見の3点を指摘している。地方において、女性の性別役割分業の意識が根強く、山形県と神奈川県で意識差が大きいことが指摘されている（金子 2010）。

内閣府男女共同参画局（2018）によると、立候補から選挙期間中の課題として、「知名度がない」、「自分の力量に自信が持てない」、「選挙活動の方法が分からぬ」が理由として挙げられている。政治の場に女性が現れることに対しての理解が十分でなく、家事・育児・介護を負う立場に追いやられ、女性議員数が少ないだけでなく、女性の後継者を育てるのも難しい（辻 2019）。春日（2016）は2002年の全国地方議員の意識調査を用いて、立候補時の悩みについて、「自分の議員としての力量に自信が持てなかった」と回答した割合が女性は男性の2倍以上であることを指摘しており、女性は自信が持てず立候補時に男性よりも多く悩んでいることを示している。

東京都内女性議員アンケートでは、「働く時間や休日が定められていないため、動けば動くほど際限なく忙しくなり、まだまだ育児との両立が難しい」ことや「議会によっては深夜まで会議で子どもが熱を出していても帰れない」といった理由が女性議員の増加を阻害しているとされる（東京新聞・北陸中日新聞 2016）。

また川人（2007）は、有権者側の意識も問題であると指摘しており、2005年衆議院総選挙の女性候補者数・当選者数に関する政治意識調査より、「国会議員に女性はどのくらいの比率で選ばれるのが望ましいと思いますか」という回答が平均33.7%であり、現実の女性議員の割合（9.0%）とギャップが存在することを指摘している。そのうえで、女性議員適正比率は、女性の政治進出の需要と供給に対する有権者の評価、女性の政治進出を促進する政治制度に対する有権者の評価、およびジェンダー平等に関する有権者の文化的通年によって規定されることを指摘している。民主化の進展に伴い、長期的観点からみれば、少しずつ進んでいくとされるが、女性候補の供給における有権者評価の変容が重要であるとされる。

他方で、女性議員を増加させる試みとして、衛藤（2011）は、「ネットワーク」と呼ばれる女性の地域政党の存在を指摘している。1979年に東京・生活者ネットワークが練馬区議会選挙に候補者を擁立し、当選させて以降、活動が全国に拡大しており、2011年1月時点において、埼玉、千葉、長野、北海道、茨城（つくば）、福岡、熊本で結成されており、130人余りの女性を地域の地方議会に送り出している（衛藤 2011）。

2.4 女性議員が政策に与える影響

三浦（2016）は女性議員が増えるとどの程度、女性政策が進展するかを科学的に証明することは難しいと指摘しながらも、女性議員と男性議員では政策選好が異なり異なる活動を行うこと、女性の方が協調的で包括的な意思決定を好む傾向があり、女性議員の方が積極的に立法活動を行う傾向があると指摘している。

Richards and Haglund（2015）は、女性議員が10%増えると、夫婦間のレイプ、DV、セクハラに関して全面的な防止法が施行される可能性が10%高まるとされる。他方で、Jeydel and Taylor（2003）は、議案が成立した比率を用いて、女性議員は男性議員に比べて、立法有効性が低いことを指摘している。ただし、特定の政策については男性よりも立法有効性を持っていることや、年功や政党の地位、委員会の割り当ての要因の影響が大きいことも指摘している。Caiazza（2004）は女性への暴力禁止や子育て支援などの政策を指標化し女性に優しい政策の指標を作成し、女性議員割合が高いほど女性に優しい政策が採用されることをアメリカ州議会のデータを用いて示している。Thomas（1991）は、州議会の女性割合が高いほど、女性、子供、家族に関する法案を通過させていることを指摘している。Poggione（2004）は、州議会議員へのアンケート調査を用いて、リベラル派であることと女性議員が福祉政策に影響を与えることを実証している。

大海（2007）は、少子化社会対策基本法の議論において、民主党の石毛えい子議員の主張を踏まえて、付帯決議が付けられたことを指摘している。「生み育てる」の記述を「生み、育てる」とし、育てる人は男女であり、里親もいることが念頭に置かれている。また、前文に「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが」と、自己決定の尊重を記述している。これらの付帯決議は十分な修正ではないとしながらも、女性議員の主張が有効に働くいた事例であるとしている。

戸田・バイセンゲ（2020）は、ルワンダにおいて女性議員割合が増加したことにより、社会が家父長制の価値観から脱却する方向に進んだことを指摘している。具体的には、クオータ制の導入により女性議員割合が増加し、夫婦財産制・贈与・相続法などの女性に不利な法律改正が行われ、価値観が変容していることを示している。また、女性議員が増えたことで議会内の攻撃的な態度やセクハラが減ったかどうかについては、10人中8人が「減った」と答えている（戸田・バイセンゲ 2020）。

五十嵐・シュラーズ（2012）は、岡山市議の横田えつこへのヒアリングより、乳幼児医療費について立替えが必要であったものを横田の主張により、窓口での処理に変わったことを示している。これにより申告漏れなどがなくなり、手続きが簡素化されたといえる。

同様に大山（2019）は、行政の各課が飲み食いに使えた食糧費が女性議員による指摘を受けてほとんどなくなった

ことを指摘している。女性議員の数が増えたことで「なあなあの関係」がなくなるとしている。

2.5 現状分析

「女性という理由で嫌な思いをしたことがあるか」という問い合わせに対して、東京都内の女性議員にしたアンケートで31.8%が「ある」と答えている（東京新聞・北陸中日新聞 2016）。女性議員は、議会中はベビーシッターに庁舎内で子守をしてもらい、議事の休憩時間になると授乳に走ることや、委員会が長引いた際に保育園の迎いを近所の人に依頼するなど（東京新聞・北陸中日新聞 2016）、議員活動と育児の課題が指摘されている。

総務省（2020）の「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」では、「議員を対象としたハラスメントに関する研修を実施することや、ハラスメントの防止に関する要綱や指針を定めることなどが考えられる。加えて、保育施設・授乳室等の整備などの環境整備を進めていくことも必要である。」という記述に留まっており、実態については言及されていない。

他方で、814市区議会において、2020年12月時点の出産に伴う欠席規定については、ほとんどの議会で規定が設けられている。「明文規定がある」とした議会は752議会で92.4%、「運用上認めている」とした議会は10議会で1.2%であるのに対して、「運用上も認めていない」「過去に事例がない」とした議会は52議会で6.4%となっている（内閣府男女共同参画局 2020）。出産に伴う欠席規定が整備された理由として、豊島区議会議員の永野裕子の働きかけが大きいと考えられる。永野（2019）によると、任期中に出産を経験した女性議員たちで作られた「出産議員ネットワーク」が2017年12月に設立され、2018年8月に「子育て議員連盟」が設立された。出産議員ネットワークは、約80人で構成され、2018年10月に市議会、都道府県議会、町村議会の3議長会に標準会議規則に、出産に伴う欠席規定を入れるように要望している。2021年2月に標準市議会会議規則が改正され、第2条において「議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない」と規定されているⁱⁱⁱ。

図1は、市区議会における女性議員割合及び無所属女性議員割合の推移を示している。市区議会において、女性議員割合が低い年は2005年であり、11.0%となっている。そこから徐々に増加傾向であり、2019年末時点では16.8%となっている。同様に無所属女性議員割合も2005年時点で5.6%であったものが2019年時点では10.7%と増加している。無所属女性議員が一定割合存在する理由として、担がれ出馬が指摘されている（竹安 2002）。PTAの役員をしていたことや議員の引退後の後任のためなど理由は様々であるが、周りの方から依頼されて、出馬に至ることで無所

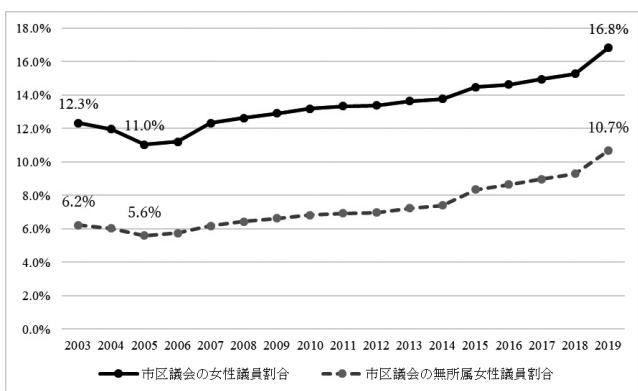


図1. 市区議会の女性議員割合及び無所属女性議員割合
(出典) 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」2003年から2019年まで各年版を用いて作成。

属性女性議員が誕生している。

3. 分析枠組み

先行研究を踏まえて、以下の2つの仮説を設定する。

仮説1：女性議員割合が高いほど、女性議員が活躍しやすい環境が整備されている。

仮説2：革新系議席割合が高いほど、女性議員が活躍しやすい環境が整備されている。

仮説1は、女性議員割合が高い自治体において、女性議員が活躍しやすい環境が整備されるというものである。女性議員割合が高まれば、それだけ環境整備を主張することが増えるため、規程などの見直しが進むと考えられる。仮説2は、革新系議席割合が高いほど、女性議員が活躍しやすい環境が整備されるというものである。革新系政党は、女性議員の擁立に活発であるため、女性議員が働きやすい環境を整備することが考えられる。女性議員を擁立するにあたり、革新系政党でネットワークを形成し、働きやすい環境を整備することが考えられるためである。

内閣府男女共同参画局(2020)の「市区町村女性参画状況見える化マップ」より、①保育施設等の有無、②授乳室等の有無、③セクシュアル・ハラスメント研修実施の有無のデータを取得した。それぞれの割合が低いことから、これらを足し合わせ、0から3までの数値をとる順序数を作成し、これを「女性議員が活躍しやすい環境整備状況」の変数とした。また、女性議員割合についても内閣府男女共同参画局(2020)のデータを用いている。

その他、首長の支持推薦、革新系議席のデータは、2017年版の『全国首長名簿』を用いている。人口規模については、2015年の「国勢調査」のデータを用いている。

従属変数は「女性議員が活躍しやすい環境整備状況」とし、独立変数は、女性議員割合、保守系首長、革新系首長(支持推薦なし参照カテゴリ)、革新系議席割合、人口50万人以上、人口40-50万人、人口30-40万人、人口10-30万

人(人口10万人未満が参照カテゴリ)とした。従属変数が0から3までの4点尺度となっていることから、順序ロジスティックモデルによる推定を行う。

4. 分析結果と解釈

分析に入る前に、女性議員が活躍しやすい環境整備状況と人口規模の関係を確認する。

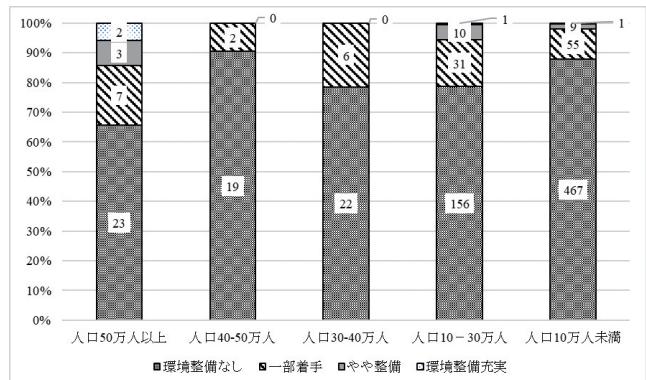


図2. 人口別の女性議員が活躍しやすい環境整備状況
(出典) 内閣府男女共同参画局(2020)を用いて作成。

図2は、人口別の女性議員が活躍しやすい環境整備状況を示している。政令指定都市を含む人口50万人以上の自治体においては、65% (23の自治体) は、環境整備が出来ていないが、他の人口規模と比較すると最も低い割合であることが分かる。次いで環境整備なしの割合を示しているのは人口30-40万人の規模であり、78.6% (22の自治体) となっている。他方で、人口規模がある程度大きい人口40-50万人の自治体においては、90.5%が環境整備なしとなっている。これは、人口40-50万人の自治体においては、近隣に同規模の自治体が少ないため、それほど強く相互参照が働きにくいと考えられる。

表1は、女性議員が活躍しやすい環境整備状況を従属変数とした順序ロジットモデルの推定結果を示している。疑似決定係数を示すPseudo R²は0.0314であり、このモデルでは分散の3%程度しか説明できていないことが分かる^{iv}。仮説1の女性議員割合については、モデル1では5%有意水準で、プラスの係数が得られており、仮説が支持される結果となっている。そのため、女性議員割合が増加すれば、女性議員が活躍しやすい環境が整備されるといえる。ただし、モデル2の革新系議席割合を投入した場合では女性議員割合は10%有意水準となっている。

仮説2については、革新系議席割合が高いほど、環境整備が進むと仮定していたが、支持される結果とはならなかった。加えて、保守系首長、革新系首長のいずれも有意な結果とはなっていない。女性議員が活躍しやすい環境整備については、首長は関与していないことが分かる。人口

表1. 女性議員の活躍しやすい環境整備に関する順序ロジットの推定結果

	モデル1			モデル2		
	Coef.	Robust S. E.	z	Coef.	Robust S. E.	z
女性議員割合	2.175 **	1.058	2.06	2.102 *	1.172	1.79
保守系首長	0.252	0.215	1.18	0.252	0.215	1.18
革新系首長	0.179	0.252	0.71	0.175	0.254	0.69
革新系議席割合				0.200	1.364	0.15
人口50万人以上	1.212 ***	0.412	2.94	1.191 ***	0.443	2.69
人口40-50万人	-0.473	0.715	-0.66	-0.484	0.723	-0.67
人口30-40万人	0.414	0.487	0.85	0.396	0.509	0.78
人口10-30万人	0.505 **	0.227	2.22	0.496 **	0.238	2.09
/cut1	2.396	0.219		2.407	0.230	
/cut2	4.156	0.283		4.167	0.292	
/cut3	6.072	0.520		6.082	0.525	
LR chi2(7), (8)	25.81			25.96		
Log likelihood	-414.56			-414.55		
Pseudo R2	0.0314			0.0314		
n	814			814		

*** : p < .01, ** : p < .05, * : p < .10

規模については、人口50万人以上の自治体については1%水準でプラスの係数が得られている。そのため、人口50万人の自治体は、女性議員が活躍しやすい環境整備がなされているといえる。また、人口10万-30万人の規模においても5%水準でプラスの係数が得られている。これは10万-30万人の地方議会において、環境整備が進められていることを意味している。

仮説2は支持されなかったものの、人口規模によって女性議員が活躍しやすい環境整備状況は違っており、人口50万人以上および人口10-30万人の自治体において、整備が進んでいる状況となっていることが明らかとなった。人口規模が大きい自治体において、環境整備が進められやすいことは理解しやすいが、人口10-30万人の自治体において、環境整備が進められる背景には、別の要因が存在することが示唆される結果と考えられる。なお、女性議員割合と革新議席割合の交差項を作成し分析したが、有意とはならなかったため、表には含めていない。

5. おわりに

本稿では、女性議員割合が議会における女性議員が活躍しやすい環境整備に影響を与えていているかどうかを検証した。女性議員が活躍しやすい環境整備として、①保育施設等の有無、②授乳室等の有無、③セクシュアル・ハラスメント研修実施の有無のデータを合わせて指標とした。分析結果より、「女性議員割合が高いほど、女性議員が活躍しやすい環境が整備されている」ことが示された。これは、

議会内における女性議員がある程度増加することにより、女性の出産・育児、セクシャルハラスメント問題などに対応するための環境が整備されることを示すものである。党派性をコントロールしたとしても、女性議員割合が影響を与えており、党派を超えて女性のネットワークが形成され、女性議員が一定程度の割合となることで、規程などの現状変更を求める声が高まり、資源が動員され、労働環境が整備されていくものである。

人口規模との関係においては、人口50万人以上の自治体および人口10万から30万人の自治体において、女性議員の活躍しやすい環境が整備されやすいことが示された。これは単に人口規模が大きい自治体ほど、環境が整備されやすいという考えがそのまま当てはまらないことを意味している。人口30万人から40万人未満及び人口40万人から50万人未満については、有意にならなかつたことから、政令指定都市よりも人口規模が小さく、ある程度の人口規模がある一般市においては、女性が活躍しやすい環境が整備されにくいことが示唆される。どのような要因によって、これらの人口規模の議会において、女性議員が活躍しやすい環境が整備されにくいのかについては、明らかにはなっていない。ただし、人口規模の小さい議会の方が、小回りが利きやすく改革が進めやすいことが考えられる。また、政令指定都市以上の人団規模の議会は、指定都市間の相互参照によって、環境整備がされやすいと考えられる。しかし、中間の規模については、隣接市などの状況は調査するものの、相互参照が起こりにくく、女性議員割合もそれほど高くなりにくいため、女性議員が活躍しやすい環境が整備されに

くいものと考えられる。

ただし、女性議員割合、党派性、人口規模は相互に影響し合う要因であるため、これらを全て含めたモデルは過小推定されていると考えられる。モデル1では、革新議席割合を除いているため、女性議員割合が5%水準で有意となっている。

なぜ地方議会において、女性が活躍しやすい環境が整備されていないのかという問い合わせに対しては、女性議員の数が少ないためであるという答えが本稿の回答である。加えて、人口規模30万人から50万人未満の自治体においては、他市の状況を十分に調査していないことや女性議員割合が低いことと相まって、環境整備が遅れていると考えられる。革新系議席割合の増加は、女性議員の活躍しやすい環境整備には影響を与えていないことも分析結果から示された。そのため、有権者が女性議員を積極的に選出することで、女性議員の活躍しやすい環境が整備されていくといえる。

最後に、女性議員の割合は未だに低い状況にあるため、今後、更なる女性議員の増加、およびそれに伴う政策が形成されることが望まれる。女性や生活に関する政策は、出産に伴う欠席規定のように標準会議規則が全国的に広まることもあれば、先進自治体が先行して徐々に広まることも考えられる。日本の地方議会選挙は、大選挙区制であり、単記非移譲式投票であるため、政党の影響力よりも候補者個人の影響力が強く働く。そのため、小選挙区制よりも女性議員が選出されやすいといえる。今後、女性の働きやすい環境が整備されるにつれて、より多くの女性議員が誕生し、これまでの古い政策が見直され、新たな政策が形成されると考えられる。我々有権者は、社会に大きな分断線が存在することを認識し、より良い社会にする代表を議会に選出することが求められる。

謝辞

本研究はJSPS科研費21K01341の助成を受けたものである。

注

ⁱ 女性議員の政策選好、議会活動について、イデオロギーでは女性議員は男性議員よりもリベラルであり（Poggioine 2004）、人工妊娠中絶をする女性の権利の合法化を支持する傾向があるとされる（Carey et al. 1998）。

ⁱⁱ 「クオータ制を推進する会」は2012年6月に発足し、議員連盟発足から法成立まで3年を要したとされる（川橋 2020）。元女性国会議員の会を結成し、上層部から現場の部会までロビー活動を行い、クオータ制を推進する会の役員全員が足で回ったとされる（川橋 2020）。

ⁱⁱⁱ なお、第2条2項においては「議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間に

経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」と規定されている。同様に、標準都道府県議会会議規則および標準町村議会会議規則も改正されている。

^{iv} また、独立変数間の多重共線性を確認しており、VIFは全て1.6以下となっている。そのため、多重共線性は発生していない。

参考文献

- Caiazza, A. (2004) Does Women's Representation in Elected Office Lead to Women-Friendly Policy?: Analysis of State-Level Data. *Women and Politics*, 26 (1), 36-44.
- Carey, J. M., Richard G. N., and Powell, L. W. (1998) Are Women State Legislators Different. In Thomas and Wilcox, eds., *Women and Elective Office: Past, Present, and Future*. pp.87-93.
- Costain A. N. (1992) *Inviting Women's Rebellion: A Political Process Interpretation of the Women's Movement*. Baltimore. Johns Hopkins University Press.
- Jeydel, A. and A. J. Taylor (2003) Are Women Legislators Less Effective? Evidence from the U.S. House in the 103-105 Congress. *Political Research Quarterly*, 56 (1), 19-27.
- Laver, Michael and Ben Hunt (1992) *Policy and Party Competition*, Routledge.
- Laver, Michael and Kenneth Shepsle (1996) *Making and Breaking Governments: Cabinets and Legislatures in Parliamentary Democracies*, Cambridge University Press.
- McCarthy, J.D., and M. N. Zald(1977)Resource Mobilization and Social Movements: A Partial Theory. *American Journal of Sociology*, 82 (6), 1212-1241.
- Poggioine, S. (2004) Exploring Gender Differences in State Legislator's Policy Preferences, *Political Research Quarterly*, 57 (2), 305-314.
- Richards, D., and J. Haglund (2015) *Violence Against Women and the Law*. Paradigm Publishers.
- Thomas, S. (1991) The Impact of Women on State Legislative Policies Sue Thomas. *The Journal of Politics*, 53 (4), 958-976.
- Thomas, S. (1998) Introduction: Women and Elective Office: Past, Present, and Future. In S. Thomas and C. Wilcox (eds.) *Women and Elective Office*, 1-14. Oxford University Press.
- Wilcox C. and S. L. Shanes (2004) Gender Politics in the United States. *Gender Law and Policy Annual Review*, 2, 111-131.
- 相内真子（1997）「アメリカ合衆国における「女性と政治」研究—政策決定過程とジェンダー」『女性学』5, 40-63.
- 五十嵐暁郎・シュラーズ, ミランダ, A. (2012)『女性が政治を変えるとき—議員・市長・知事の経験』岩波書店.
- 衛藤幹子（2011）「日本の政治主体のジェンダー分析—多元性からみた女性の政治参画」辻村みよ子編『壁を超え

- る—政治と行政のジェンダー主流化』岩波書店, 119-144.
- 大海篤子 (2005) 『ジェンダーと政治参加』世織書房.
- 大海篤子 (2007) 「女性議員の有効性に関する一考察—女性議員研究の現状と展望から見えたもの」川人貞史・山元一編『政治参画とジェンダー』211-243頁, 東北大学出版会.
- 大山七穂 (2002) 「政治的態度と行動にみるジェンダー」『東海大学紀要文学部』78, 88-104.
- 大山七穂 (2003) 「政党・党派の女性候補者に及ぼす影響—2003年道府県議会議員選挙の分析から」『東海大学紀要文学部』80, 86-104.
- 大山七穂 (2019) 「女性議員は自治体議会を変えるか—女性議員の増加に期待して」『都市問題』110(1), 54-63.
- 大山七穂・国広陽子 (1995) 「日本の国会議員にみる性差—国会議員のインタビュー調査、質問紙調査の結果より」『東海大学紀要文学部』63, 50-68.
- 大山礼子 (2020) 「選挙制度改革で地方議会を変える」辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編『女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方』63-77頁, 信山社.
- 春日雅司 (2016) 『女性地方議員と地域社会の変貌—女性の政治参画を進めるために』晃洋書房.
- 金子優子 (2010) 「日本の地方議会に女性議員がなぜ少ないのか—山形県内の地方議会についての一考察」『年報政治学』61(2), 151-173.
- 上条末夫 (1990) 「衆議院議員総選挙における女性候補者」『駒沢大学法学部研究紀要』(48), 57-104.
- 川人貞史 (2006) 「日本における女性の政治進出」川人貞史・山元一編『政治参画とジェンダー』245-263頁, 東北大学出版会.
- 川橋幸子 (2020) 「議員立法「政治分野の男女共同参画推進法」制定と市民団体・Qの会の関わり」辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編『女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方』115-135頁, 信山社.
- 木下健・加藤洋平 (2020) 『地方議会改革の進め方』八千代出版.
- 女性議員飛躍の会 (2020) 『女性議員が永田町の壁を碎く!』成甲書房.
- 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」2003年から2019年まで各年版 https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/syozoku/ichiran.html (2022年2月9日確認)。
- 総務省 (2014) 「地方議会のあり方に関する研究会報告書」https://www.soumu.go.jp/main_content/000287844.pdf (2022年2月9日確認)。
- 総務省 (2020) 「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」https://www.soumu.go.jp/main_content/000708970.pdf (2022年2月9日確認)。
- 曾我謙悟・待鳥聰史 (2007) 『日本の地方政治一二元代表制政府の政策選択』名古屋大学出版会.
- 竹安栄子 (2002) 「地域政治への女性参画を阻む要因」『現代社会研究』3, 5-20.
- 竹安栄子 (2014) 「女性の政治参加活動の展開とその限界—戦後期の鳥取県地域婦人会活動を中心に」『現代社会研究科論集』8, 35-54.
- 地方自治総合研究所 (2018) 『全国首長名簿 2017年度版 (研究所資料 No.124)』公益法人地方自治総合研究所 <http://jichisoken.jp/publication/researchpaper/124/> (2021年8月19日確認)。
- 辻陽 (2019) 『日本の地方議会—都市のジレンマ、消滅危機の町村』中央公論新社.
- 東京新聞・北陸中日新聞取材班編 (2016) 『女たちの情熱 政治—女性参政権獲得から70年の荒野に立つ』明石書店.
- 戸田真紀子・バイセンゲ、フォーチュネ (2020) 「女性の政治参加と家父長制社会の変容—ルワンダと日本との比較」『現代社会研究科論集』14, 29-43.
- 内閣府男女共同参画局 (2018) 「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究」https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/local-council_h29.pdf (2022年2月3日確認)。
- 内閣府男女共同参画局 (2020) 「市区町村女性参画状況見える化マップ」http://www.caо.go.jp/shichoson_map/?data=10&year=2020 (2022年2月3日確認)。
- 松林哲也・上田路子 (2012) 「市町村議会における女性の参入」『選挙研究』28(2), 94-109.
- 三浦まり (2014) 「日本におけるクオータ制成立の政治的条件」三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クオーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』235-260頁, 明石書店.
- 三浦まり (2016) 「女性が議員になるということ」三浦まり編著『日本の女性議員—どうすれば増えるのか』14-62頁, 朝日新聞出版.